

## 「令和5年度 第1回 沖縄県食品の安全安心推進本部会議」

日時：令和5年5月31日（水） 15：00～16：00

場所：県庁6階 第1特別会議室

### ～ 議 事 次 第 ～

- 1 本部長（池田副知事）あいさつ
- 2 議事内容  
第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の  
令和4年度実施状況報告（資料1）
- 3 事務連絡  
令和5年度各種会議予定（資料2）

#### 【配付資料】

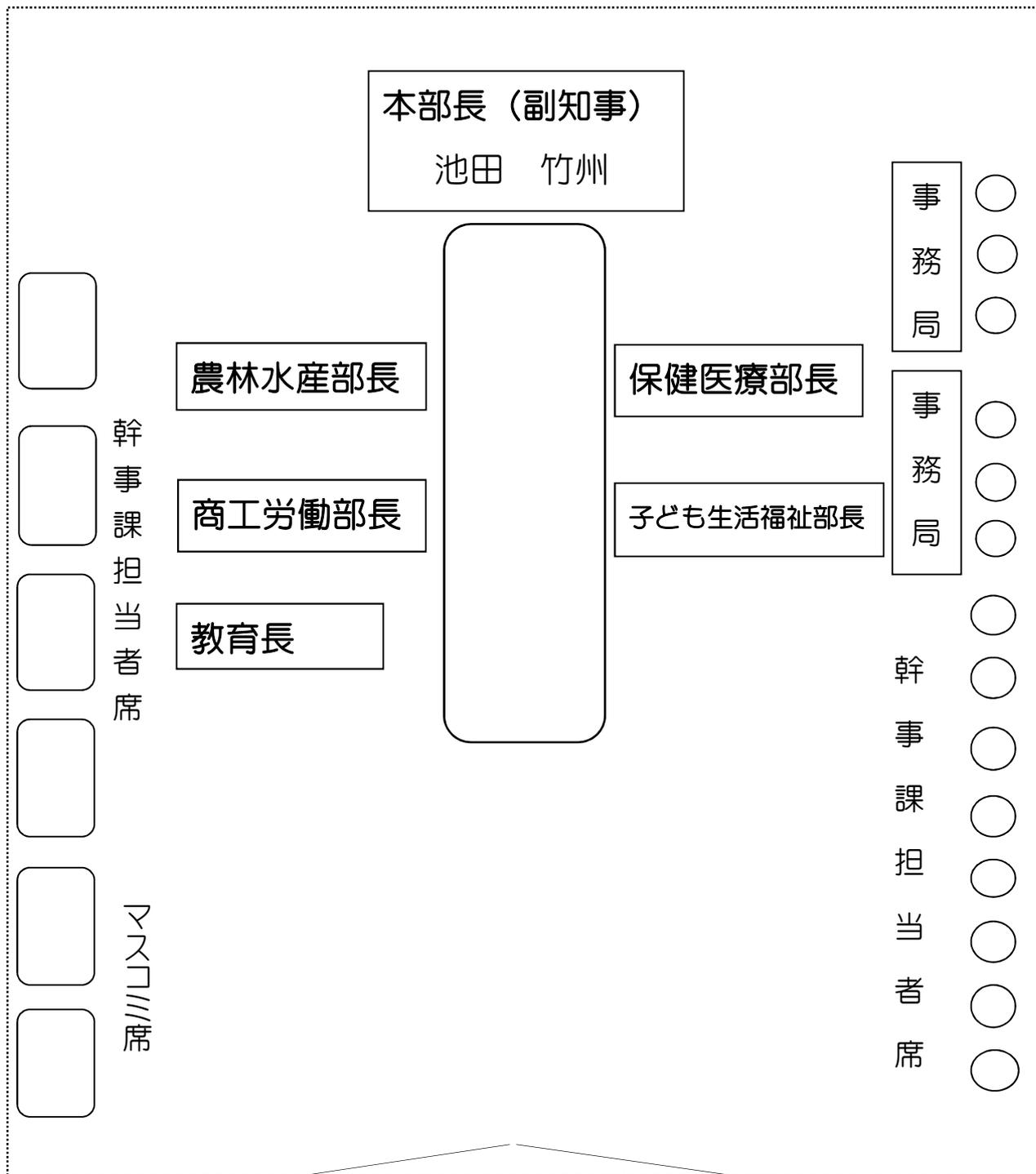
資料1 第4期沖縄県食品の安全安心推進計画・施策実施状況  
（令和4年度）

資料2 令和5年度沖縄県食品の安全安心推進本部関連会議等予定表

令和5年度第1回沖縄県食品の安全安心推進本部会議 配席図

日時：令和5年5月31日（水）15：00～16：00

場所：県庁6階 第1特別会議室



# 食品の安全安心確保に関する推進体制の概要

## 1 食品安全基本法

国内外における牛海綿状脳症の発生や輸入野菜の残留農薬問題等、食の安全を脅かす事件の相次ぐ発生を背景に、食品の安全性の確保に関して、国民の健康保護が最も重要であること等を基本理念として定めた「食品安全基本法」が、平成15年7月に施行された。

食品安全基本法では、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務や消費者の役割が明確化され、リスク評価（食品健康影響評価）とリスク管理（リスク評価に基づく施策の策定）、リスクコミュニケーション（関係者相互間の意見・情報の交換）の促進等を基本的な方針として定め、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することとされる。

## 2 沖縄県の取り組み

食品安全基本法第7条において地方公共団体は、「食品の安全性の確保に関し、地方公共団体の区域の社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されていることから、沖縄県においても全庁的に各種施策を展開している。

### 【食品安全基本法施行後の取り組み】

平成16年1月 沖縄県食品の安全安心推進本部設置

(沖縄県食品の安全・安心推進本部設置要綱策定、本部長：県知事)

平成16年8月 沖縄県食の安全・安心懇話会設置(沖縄県食の安全安心懇話会設置要綱策定)

平成17年3月 沖縄県食の安全・安心確保基本方針策定

平成18年9月 沖縄県食の安全・安心行動計画の策定(平成18～20年度の3年計画)

平成19年7月 沖縄県食品の安全安心確保に関する条例制定

平成20年8月 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規定策定(本部長：副知事)

平成21年4月 沖縄県食品の安全安心推進計画(平成21～23年度の3年計画)

平成23年4月 沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱の策定

平成24年4月 第2期沖縄県食品の安全安心推進計画(平成24～26年度の3年計画)

平成26年7月～平成27年3月 第3期沖縄県食品の安全安心推進計画案策定

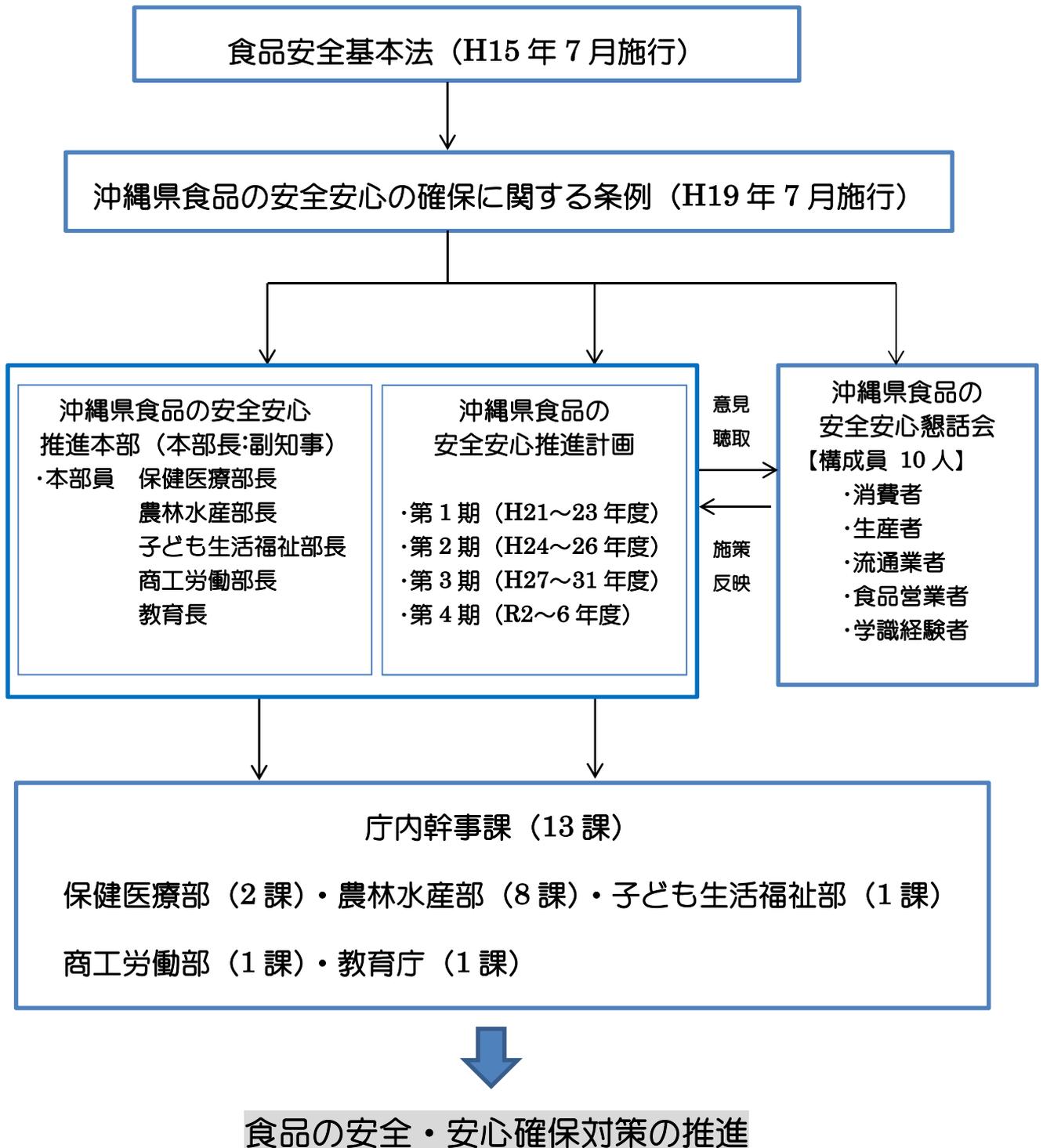
平成27年4月 第3期沖縄県食品の安全安心推進計画(平成27～31年度の5年計画)

令和2年4月 第4期沖縄県食品の安全安心推進計画(令和2～6年度の5年計画)

## 3 推進体制について

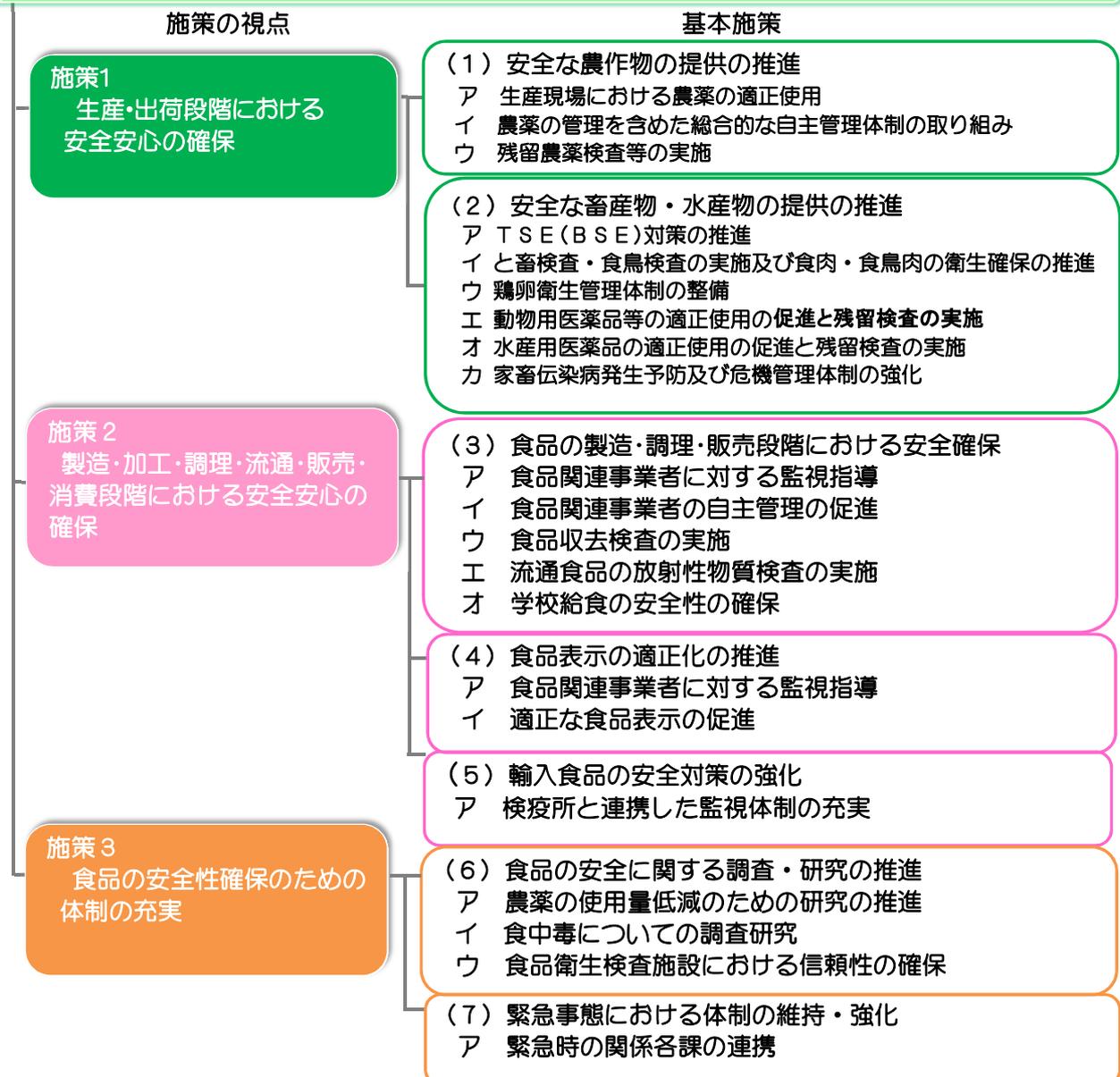
沖縄県では、食品の安全安心に関して全庁的に取り組むため、副知事を本部長とする「沖縄県食品の安全安心推進本部」を設置すると共に、消費者、生産者、流通業者等の広範な分野の意見を聴取するため、保健医療部長が主催する「沖縄県食品の安全安心懇話会」を設置している。

# 食品の安全安心確保について

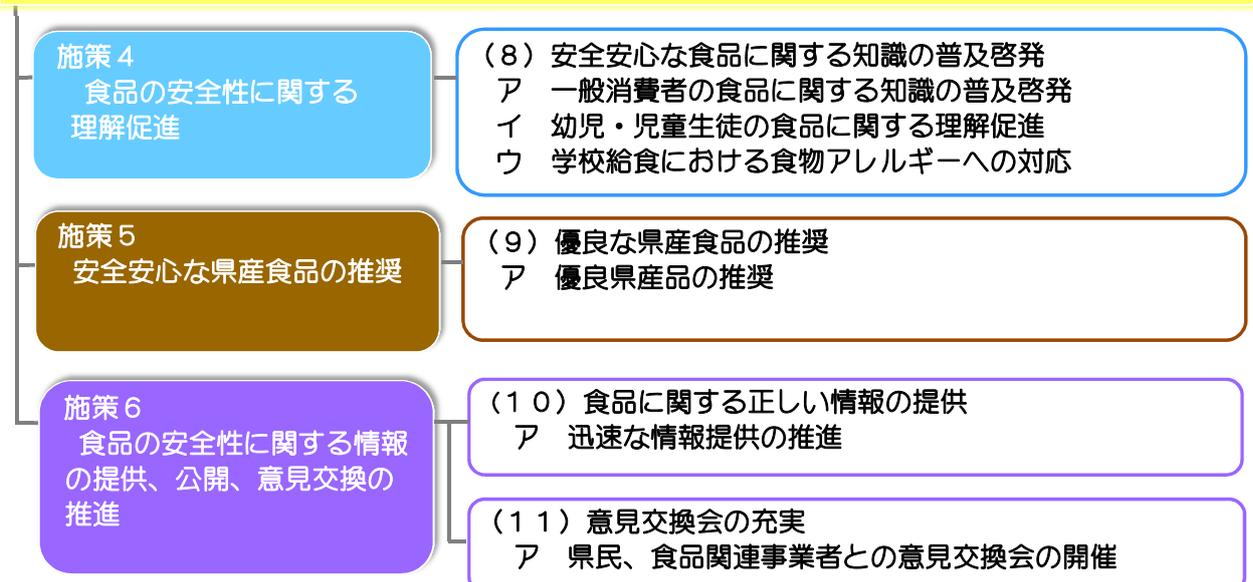


## 第4期推進計画体系図

### 施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保



### 施策目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供



# 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程

平成20年 8月29日訓令第40号

沖縄県教育委員会教育長訓令第26号

(設置)

第1条 本県における食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食品の安全安心」という。）の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄県食品の安全安心推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食品の安全安心の確保に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 食品の安全安心の確保に関する施策の推進に関すること。
- (3) 食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対応及び当該事態の発生防止に関すること。
- (4) その他食品の安全安心の確保に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、保健医療部を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、保健医療部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、保健医療部保健衛生統括監をもって充てる。
- 5 副幹事長は、保健医療部衛生薬務課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 本部長及び幹事長は、必要があると認めるときは、推進本部又は幹事会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、保健医療部衛生薬務課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年8月29日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第70号・教育委員会教育長訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月9日訓令第125号・教育委員会教育長訓令第16号）

この訓令は、平成23年12月9日から施行する。

附 則（平成25年9月24日訓令第75号・教育委員会教育長訓令第7号）

この訓令は、平成25年9月24日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第29号・教育委員会教育長訓令第9号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第40号・教育委員会教育長訓令第6号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第30号・教育委員会教育長訓令第7号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第 号・教育委員会教育長訓令第 号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

子ども生活福祉部長

農林水産部長

商工労働部長

教育長

別表第2（第6条関係）

子ども生活福祉部消費・くらし安全課長

保健医療部健康長寿課長

農林水産部農林水産総務課長

農林水産部流通・加工推進課長

農林水産部営農支援課長

農林水産部園芸振興課長

農林水産部糖業農産課長

農林水産部畜産課長

農林水産部森林管理課長

農林水産部水産課長

商工労働部マーケティング戦略推進課長

教育庁保健体育課長